

議長交際費の取扱い基準

平成26年5月26日議長決裁

令和8年8月10日議長決裁

1. 議長交際費の定義

議長交際費とは、北区議会の円滑な運営に資するため、議長及び副議長が交際上必要とする経費で、議長交際費の予算科目から支出されるものをいう。

2. 支出の対象

支出の対象は、議会運営に関係を有する個人又は団体とし、次の区分によるものとする。

- (1) 区政協力者
- (2) 区政協力団体
- (3) 区議会議員、議員待遇者
- (4) 区常勤特別職、区行政委員会委員等
- (5) その他

3. 支出項目等

議長交際費の支出項目は次のとおりとし、その基準額は別表のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 弔慰
- (3) 見舞い
- (4) その他議長が必要と認めたもの

4. 情報公開

議長交際費に関する情報は、北区議会公式ウェブサイトにおいて、件名、相手方の氏名及び金額を公開するものとする。ただし、相手方が個人であり、病气見舞い等相手方のプライバシーに特段の配慮が必要と認められる場合は、相手方の氏名を非公開とすることができる。

5. その他

議長交際費の支出は、その内容や金額が、常に社会通念上妥当と認められる必要最小限のものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮する必要がある。この基準についても、適正な執行を行うために適宜見直しをするものとする。

付 則

この基準は、平成26年5月26日から施行する。

付 則（令和8年8月10日）

この基準は、令和8年8月10日から施行する。

支出項目及び支出基準額

項 目	基 準 額
会 費	① 会費の額が定められている場合 定められている会費の額 ② 会費の額が定められていない場合 1 万円以内で、目的、形式、場所等を考慮した額
弔 慰	次の①及び②の合計額 ① 香典 1 万円以内の額。 ただし、区議会議員本人の場合は、5 万円以内の額とする。 ② 生花又は花輪の額
見舞い	1 万円以内で相当と認められる額
その他議長が必要と認めたもの	必要と認められる額